

## 会議の公開に関する指針

## 1. 目的

この指針は、審議会や協議会等の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることにより、市政の透明で公正な運営を確保するとともに、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

## 2. 対象

この指針の対象とする審議会等は、市民、各団体代表、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱で定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために市長その他の執行機関に設置された審議会や協議会等（以下「審議会等」という。）とする。

## 3. 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされる場合
- (2) 会議において富田林市情報公開条例（平成11年条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第6条の規定に該当する情報について審議等をする場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

## 4. 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、公開基準に基づき審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

## 5. 公開の方法等

- (1) 審議会等は、公開で行う会議については、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設け、市民に傍聴を認めるものとする。
- (2) 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等の長は、報道機関の取材活動に配慮するものとする。

## 6. 会議開催の周知

- (1) 公開で行う会議の開催の周知は、おおむね会議の開催日の1週間前までに、市庁舎への掲示等の方法により行うものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じた場合はこの限りではない。
- (2) 会議開催の公表事項は、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

7. 情報提供

公開された審議会等は会議録又は会議の結果について、会議の資料と併せて情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供すること等により公表に努めるものとする。

8. その他

市長は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容等について一般に知らせるよう努めなければならない。

9. 適用期日

この指針は平成16年4月1日から施行し、同日以降に開催される審議会等について適用する。ただし、施行日前において、審議会等が開催されたことがなく公開・非公開の決定を行っていない場合は、施行日以降に行われる初回の審議会等は原則非公開とし、公開・非公開の決定を行うものとする。新たに設置された審議会等についても同様とする。